重要有形民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は登録記念物の管理の責めに任ずべき者に選任することができることとした。（第三一条第二項等関係）

2　重要文化財保存活用計画等の認定等

(一)　重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は登録記念物（以下「重要文化財等」という。）の所有者、管理団体又は保持者等は、重要文化財等の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画等」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができることとした。（第五三条の二第一項等関係）

(二)　重要文化財保存活用計画等には、当該重要文化財等の名称、当該重要文化財等の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容並びに計画期間等を記載することとした。（第五三条の二第二項等関係）

(三)　文化庁長官は、(一)の認定の申請があった重要文化財保存活用計画等の実施が当該重要文化財等の保存及び活用に寄与するものであると認められること、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること、5の文化財保存活用大綱又は6の文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をすることとした。（第五三条の二第四項等関係）

3　現状変更等の許可又は届出の特例

(一)　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に関する事項が記載された重要文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画が認定を受けた場合において、現状変更等をその記載された事項の内容に即して行う場合には、文化庁長官の許可を受けることを要せず、当該現状変更等が終了した後遅滞なく、文化庁長官に届け出ることをもって足りることとした。（第五三条の四及び第一二九条の四関係）

(二)　登録有形文化財、重要有形民俗文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状変更等に関する事項が記載された登録有形文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画が認定を受けた場合において、現状変更等をその記載された事項の内容に即して行う場合には、文化庁長官への事前の届出を要せず、当該現状変更等が終了した後遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りることとした。（第六七条の四等関係）

4　修理の届出の特例

重要文化財の修理に関する事項が記載された重要文化財保存活用計画が認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行う場合には、文化庁長官への事前の届出を要せず、当該修理が終了した後遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りることとした。（第五三条の五関係）

5　文化財保存活用大綱の策定

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（以下「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができることとした。（第一八三条の二関係）

6　文化財保存活用地域計画の認定等

(一)　市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、単独で又は共同して、5の文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができることとした。（第一八三条の三第一項関係）

(二)　文化財保存活用地域計画には、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容、当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項、計画期間等を記載することとした。（第一八三条の三第二項関係）

(三)　市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第一八三条の三第三項関係）

(四)　文化庁長官は、認定の申請があった文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること、5の文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであることの基準に適合するものであると認めるときは、その認定をすることとした。（第一八三条の三第五項関係）

(五)　文化財保存活用地域計画に係る認定を受けた市町村の教育委員会は、計画期間内に限り、当該市町村の区域内に存する文化財であって、文化財登録原簿に登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学大臣に対して、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができることとした。（第一八三条の五関係）

(六)　市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、当該市町村、都道府県、9の文化財保存活用支援団体、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者から構成される文化財保存活用地域計画の作成に係る協議等を行うための協議会を組織することができることとした。（第一八三条の九関係）

(七)　現状変更等の許可等（重大な現状変更等の許可等を除く。）、重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可等の文化庁長官の権限に属する事務であって文化財保存活用地域計画に係る認定を受けた市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、計画期間内に限り、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定を受けた市町村の教育委員会が行うこととすることができることとした。（第一八四条の二関係）

7　地方文化財保護審議会

(一)　都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより置くことができる地方文化財保護審議会について、文化財に関して優れた識見を有する者により構成されることとした。（第一九〇条第一項関係）

(二)　二の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くこととした。（第一九〇条第二項関係）

8　文化財保護指導委員

都道府県の教育委員会に置くことができる文化財保護指導委員について、市町村の教育委員会にも置くことができることとした。（第一九一条関係）

9　文化財保存活用支援団体

(一)　市町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用、当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対する情報の提供、相談その他の援助等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずる団体を、その申請により、文化財保存活用支援団体として指定することができることとした。（第一九二条の二及び第一九二条の三関係）

(二)　文化財保存活用支援団体は、市町村の教育委員会に対し、6の文化財保存活用地域計画の作成又は変更等を提案することができることとした。（第一九二条の六関係）

10　罰則

(一)　重要文化財を損壊し、毀損し、若しくは隠匿した者又は史跡名勝天然記念物を滅失し、毀損し、若しくは衰亡するに至らしめた者の罰金を一〇〇万円以下に引き上げ、その者が重要文化財又は史跡名勝天然記念物の所有者であるときの罰金を五〇万円以下に引き上げることとした。（第一九五条及び第一九六条関係）